平成２７年（フ）第１０号
岐阜県揖斐郡揖斐川町春日六合915番地１
債務者　フランス料理ｆｕｊｉｔａこと　藤田　竜司
１　決定年月日時　平成27年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
岐阜県大垣市本今町262番地２
債務者　大**橋**　勝
１　決定年月日時　平成27年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
岐阜県大垣市島町286番地１　カーサブローテＡ205
債務者　森由美子こと　フロレス　モリ　ユミコ　ベアトリス
１　決定年月日時　平成27年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第８５号
愛知県岡崎市朝日町３丁目24番地　キングスコート朝日502
債務者　橋本八千代
１　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１１７号
愛知県西尾市八ツ面町猿待70番地１
債務者　竹村　彰史
１　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第６９８号
大阪市浪速区下寺１丁目２番１―805号
債務者　横田　武之
１　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２８７号
大阪府寝屋川市萱島東２丁目12番21号、前住所大阪府枚方市高野道２丁目20番10―407号
債務者　赤尾　隆二
１　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３３２号
大阪府豊中市北桜塚３丁目６番29号
債務者　**徳**田製図こと　**徳**田　　建
１　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３４７号
大阪府豊中市宮山町３丁目４番16号
債務者　田中　嘉治
１　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３７４号
大阪府東大阪市玉串町東３丁目６番８号　エクセルハイツ202号
債務者　隅谷　直弥
１　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３８３号
大阪府吹田市岸部南１丁目９番24―801号
債務者　溝渕　　臨
１　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３９３号
大阪府門真市千石東町22番30号　植栄ハイツ102号
債務者　石戸　祥隆
１　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５００号
大阪府寝屋川市池田西町１番１―109号
債務者　三島　利恵
１　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５１８号
大阪市東淀川区淡路１丁目８番１―405号
債務者　川阪勢津子
１　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５３６号
大阪府高槻市芝生町１―43―１―205、住民票上の住所大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ５―507号
債務者　中田有希子（旧姓伊東・森下）
１　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５５８号
大阪市淀川区東三国４丁目14番９号リードハイツ東三国Ｂ棟402号
債務者　塩田　直子
１　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６５８号
大阪市平野区瓜破２丁目４番１―301号
債務者　神代　　晋
１　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７０４号
大阪府大東市三箇６丁目９番20号、住民票上の住所大阪府大東市三箇５丁目２番１号
債務者　羽生　恵太
１　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部